

平 住 審 発 第 9 号

平成23年9月29日

小平市長

小 林 正 則 様

小平市住居表示整備審議会

会 長 山 岸 隆 史

平成24・25年度住居表示整備事業について（答申）

平成22年11月5日付、平市市発第666号をもって諮問のありました
このことについて、慎重に審議をした結果を別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

平成24・25年度住居表示整備事業について（答申）

市長には、昨年（平成22年10月5日付）、当審議会から答申した「住居表示整備事業について」の内容4項目を全面的に尊重され、直ちに（同年11月5日付）今回の諮問を出されたことに対し、敬意を表したい。

その諮問内容は、「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」である。

当審議会としては、「住居表示実施地区を代表する者」6名を委員に加え、17名で審議会を構成し、昨年6月17日から熱心かつ慎重な審議を重ね、既に前回の4項目にわたる諮問に対する答申を行ったところである。

今回の諮問事項は、前回の4項目と連動性、一体性のものであるとの認識に立ち、前の答申内容を踏まえつつ、その延長線上で審議を進めてきた。

この度、「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」、答申することができた。

さて、小平市の「住居表示整備事業」は、ご案内のとおり、昭和52年の学園西町からはじまり、これまで市内の面積の約56パーセントの整備を終えている。

これまでの実施済地域については、町境や町名の変更を伴うことは殆どなく、従前の町名をそのまま活かすか、丁目を新たに設けて町を分割しただけで、比較的スムーズに実施を進めてきた。

しかし、今回の整備対象地域をはじめ未実施地域は全てにわたり、町境や町名変更を伴うという難しい課題を抱えている地域である。

当審議会としては、平成17年11月18日付で、「これからの住居表示の整備計画について」という広い概念の諮問を受け、平成20年1月31日付で「住居表示整備対象区域の選定について」という具体的な諮問を受けた。今期（平成22年6月17日付）に入り、「住居表示整備事業について」4項目にわたる諮問を受け、今回（平成22年11月5日付）の最終的な諮問をいただき、答申に辿り着くまで6年が経過しようとしている。

したがって、当審議会は、これまでの答申内容を十分踏まえ、その継続性を念頭におきつつ、今回の答申にあたっては、「住居表示に関する法律」や「小平市住居表示実施基準」の内容や原則をふまえ、慎重に結論を導き出すことに意を用いた。

すなわち、新しい町区域の名称等の決定にあたっては、対象区域内の鉄道（西武新宿線）、幹線道路やわかりやすい道路など恒久的な施設での区割りを原則とすること、また、それぞれの地域にいきづく歴史、文化、伝統を重んじ、慣れ親しんでいる名称、愛着を持ち続けている名称を基準とすべきこと、現行町名に準拠する町名を採用することなどを答申内容の柱とすることを確認した。

丁目の配列については、小平市住居表示実施基準及びこれまでの住居表示実

施済地域に準じ、南西の方角を起点とし、右回り環状式とすることにした。

念のため街区の起点は、住居表示実施済の地域と同様に、南西の街区とすることを答申している。

もう一つの観点、住居表示整備事業は、小平市第三次長期総合計画にもあるように、「まちづくり施策」の一環と位置付けていることである。

これからは、町割りや町の規模などを基準に基づき適正に決め、均衡のとれた街並みを創出することも、住居表示整備事業を推進する目標の一つであり、「まちづくり施策」の計画事業として掲げられている所以であると強く認識した。このことが、未実施地域の住居表示整備を進める大きなきっかけとなったことは確かである。

ここまで、答申を進めるにあたっての基本的基準や施策面からのアプローチを述べてきたが、この前提となる一番大切なことは、何よりも、そこに住む実施地域住民の意向が尊重されることが大事である。当審議会としても、住民への住居表示整備事業の実施に関わる周知活動、説明会、意見、要望を聴取することの大切さは、全員認めており、事務局を通じ積極的に住民説明会の開催などを求めてきた。

市当局も、この方向性を全面的に受け入れ、今期審議会の期間中だけでも、今回の住居表示整備対象地域で23回の住民説明会の開催をはじめ、市広報への掲載、全世帯へのチラシ配布、ホームページ、メール、電話、窓口面談など、あらゆる情報媒体を通じ、住民の意向、意見、要望をいただくことに最大限の努力を重ねてきたことに対し、謝意を表したい。

最終答申を出す前に、さらに慎重を期する意味で、追加して7回の住民説明会を積み重ね、そのすべての意見もつぶさに当審議会に適切に報告されたことが、答申を導く貴重な資料になったことを特記しておきたい。

以上のような審議経過を積み重ねながら、今回市長からの諮問「住居表示整備事業について」（諮問内容 新しい町区域の名称及び丁目の配列について）に対し、慎重かつ十分に吟味をし、検討した結果を下記のとおり答申する。

市長におかれましては、この住居表示整備事業の実施実現に向けて、対象地域の住民の理解と協力をいただき、小平市市制施行50周年の記念日である、平成24年10月1日に、新しいまちづくり施策の一つでもある本事業を着実に実施されるよう望むものである。

当審議会としては、この最終答申は決してゴールであるとは考えていない。むしろ、半世紀の節目を迎える小平市発展のスタートとなる事業であると認識している。

実施日に向けての期間は限られている。この事業推進には庁内挙げての推進体制が求められている。この新しい時代の幕開けとなる「小平市住居表示整備事業」が、円滑に進められ、これからの未実施地区の住居表示整備を推進するリーディングケースとなるよう、市を挙げての取組を特に期待する。

記

答申

「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」は、以下のとおりとすることが適当である。

「平成24年度」

1 大沼町一丁目及び大沼町二丁目の町区域の名称及び丁目の配列

(1) 町区域の名称

ア 現在の大沼町一丁目の町区域のうち、回田道、東京街道、七小通り及び西武新宿線で囲まれた区域の名称を、大沼町一丁目とする。

イ 現在の大沼町二丁目の町区域のうち、新青梅街道以南かつ東ガス西通り以西の区域の名称を大沼町二丁目とする。

ウ 現在の大沼町二丁目の町区域のうち、東ガス西通り、新青梅街道、新小金井街道及び東京街道で囲まれた区域の名称を大沼町三丁目とする。

エ 現在の大沼町二丁目の町区域のうち、新青梅街道以北の区域の名称を、大沼町四丁目とする。

オ 現在の大沼町二丁目の町区域のうち、新小金井街道、新青梅街道、東久留米市との市境及び東京街道で囲まれた区域の名称を、大沼町五丁目とする。

カ 現在の大沼町一丁目の町区域のうち、新小金井街道、東京街道、六中通り及び西武新宿線で囲まれた区域の名称を大沼町六丁目とする。

キ 現在の大沼町一丁目の町区域のうち、七小通り、東京街道、新小金井街道及び西武新宿線で囲まれた区域の名称を、大沼町七丁目とする。

(2) 丁目の配列

南西の方角から、右回り環状式とする。

【理由】

(1) 町区域の名称

区域の一体性を保持した名称であり、従来の名称に準拠し、歴史的な経緯、当該区域の住民等の意向を最大限に尊重し、総合的に決定した。

(2) 丁目の配列

小平市住居表示実施基準及び他の住居表示実施区域に準じ、南西の方向を起点とし、右回り環状式とした。

2 天神通り以東の天神町一丁目と花小金井六丁目（未実施地域）をあわせた町区域及び西武新宿線以北の天神町二丁目、六中通り以東の大沼町一丁目と花小金井五丁目（未実施地域）をあわせた町区域の名称及び丁目の配列

(1) 町区域の名称

ア 現在の天神町一丁目の町区域のうち、天神通り以東の天神町一丁目と花小金井六丁目（未実施地域）をあわせた区域の名称を、花小金井七丁目とする。

イ 現在の天神町二丁目、大沼町一丁目の町区域のうち、西武新宿線以北の天神町二丁目、六中通り以東の大沼町一丁目と花小金井五丁目（未実施地域）をあわせた区域の名称を、花小金井八丁目とする。

(2) 丁目の配列

花小金井駅を起点とした、左回りとする。

【理由】

(1) 町区域の名称

従来の町の名称に準拠し、当該区域の住民等の意向、歴史的な経緯や、地理的な位置関係、花小金井駅を中心とする生活圏などを勘案し、総合的に決定した。

(2) 丁目の配列

昭和37年10月1日市制施行時、花小金井は、花小金井駅を起点とし、丁目を左回りに配列した経緯を踏まえ、花小金井六丁目の西側を花小金井七丁目、花小金井七丁目の北側を花小金井八丁目とした。

「平成25年度」

3 天神町一丁目及び天神町二丁目の名称及び丁目の配列

(1) 町区域の名称

ア 現在の天神町一丁目の町区域のうち、青梅街道以南かつ天神地域センター通り以西の区域の名称を、天神町一丁目とする。

イ 現在の天神町二丁目、大沼町一丁目の町区域のうち、回田道、西武新宿線、七小通り及び青梅街道で囲まれた区域の名称を天神町二丁目とする。

ウ 現在の天神町二丁目の町区域のうち、七小通り、西武新宿線及び青梅街道で囲まれた区域の名称を、天神町三丁目とする。

エ 現在の天神町一丁目の町区域のうち、天神地域センター通り、青梅街道、天神通り及び東たかの道で囲まれた区域の名称を、天神町四丁目とする。

(2) 丁目の配列

南西の方角から、右回り環状式とする。

【理由】

(1) 町区域の名称

区域の一体性を保持した名称であり、従来の名称に準拠し、歴史的な経緯、当該区域の住民等の意向を最大限に尊重し、総合的に決定した。

(2) 丁目の配列

小平市住居表示実施基準及び他の住居表示実施区域に準じ、南西の方角を起点とし、右回り環状式とした。

町名及び丁目の配列

